

## 一般社団法人高知県産業廃棄物協会定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人高知県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理、再生利用等についての調査、研究、普及、研修、指導等を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の処理(再資源化、再生利用等を含む。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる事項
  - ア 調査及び研究
  - イ 情報の収集及び提供
  - ウ 指導及び相談並びに研修会等の開催
  - エ 印刷物の発行
- (2) 産業廃棄物の処理、生活環境の保全等に関する知識の普及啓発
- (3) 産業廃棄物マニフェスト制度の普及促進
- (4) 関係行政機関の施策に関する協力及び受託事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃掃法」という。)に基づき、高知県知事又は高知市長の許可を受けて産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る業(以下「産廃事業」という。)を行う者(以下「許可業者」という。)及び廃掃法第20条の2の規定による高知県知事の登録を受けた者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)で、この法人の目的に賛同し入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 許可業者及び登録廃棄物再生事業者以外の者で、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人
- (3) 特別会員 学識経験者又はこの法人に功労があった者で理事会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長(第24条第3項に規定する「代表理事」をいう。以下同じ。)に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員は会員になった時及び毎年、総会(第3章に規定する「総会」をいう。以下同じ。)において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 廃業若しくは解散又は破産したとき。
- (4) 第5条第1項第1号に定める法上の資格を失ったとき。
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (6) 第7条に規定する支払い義務を正当な理由なく、1年以上履行しなかったとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(抛出金品の不返還)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を文書で速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者氏名)又は産廃事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 産廃事業を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 第5条の産廃事業の許可の内容を変更したとき。

## 第3章 総会

(構成)

第13条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 賛助会員及び特別会員は、総会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利を有しない。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催することとする。但し、5月開催を原則とする。

2 必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求をした正会員は、請求を行った日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- 4 総会を招集する場合は、会長は正会員に対し、総会の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに正会員に通知しなければならない。
- 5 会長は、第2項の請求があった場合は、請求の日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数であって、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第21条 総会に出席できない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 2 前項の代理人に対する代理権の授与は、当該正会員が総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

- 第22条 総会に出席できない正会員は、書面により議決権を行使することができる。
- 2 前項の議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。
- 3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、当該総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、参考意見等を具申する。
- 4 専務理事は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により、理事及び監事を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の決議によって定めた額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の諮問に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問料は、予算の範囲内で理事会において決定する。

#### (相談役)

第32条 この法人に、任意の機関として相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から相談された事項について、参考意見を述べること。

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第33条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わる権利を有しない。

(権 限)

- 第34条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招 集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち理事会で予め定めた者が理事会を招集する。
  - 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
  - 4 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 5 前2項の場合において、それぞれの請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
  - 6 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りでない。

(議 長)

- 第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 委員会、部会

(委員会、部会)

- 第41条 この法人に理事会の議決により、委員会及び部会を設置することができる。
- 2 委員会及び部会の組織並びに運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この法人は、総会の決議による他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は和田 優とし、専務理事は西内 久とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。